

お知らせ（相馬港出入港の際の留意事項）

平成25年6月1日

福島県相馬港湾建設事務所

東北地方整備局小名浜港湾事務所

福島海上保安部

- 1 相馬港及び周辺海域には、漂流物、瓦礫等の水中障害物が依然として存在するおそれがありますので、船舶の航行に当たり十分注意してください。
- 2 相馬港出入港の航行径路は、北航路とします。
- 3 相馬港内では、別添図のとおり水深減少が認められています。
 - ① 北航路入口部
障害物が存在しており、周辺の水深－17mに対して、最大3m程度の減少がみられる。
 - ② 北航路
－15mの計画水深に対して、最大2m程度の減少がみられる。
 - ③ －14m航路
－14mの計画水深に対して、最大2.5m程度の減少がみられる。
 - ④ －14m泊地
－14mの計画水深に対して、最大1m程度の減少がみられる。
 - ⑤ －12m泊地
－12mの計画水深に対して、最大1m程度の減少がみられる。
 - ⑥ －12m航路
－12mの計画水深に対して、最大1m程度の減少がみられる。
 - ⑦ －7.5m泊地（1号ふ頭第5号岸壁前面）

- 7. 5mの計画水深に対して、最大4m程度の減少がみられる。
- ⑧ — 7. 5m泊地（2号ふ頭第2、3号岸壁前面）
 - 7. 5mの計画水深に対して、最大5.5m程度の減少がみられる。
- ⑨ — 5. 5m泊地
 - 5. 5mの計画水深に対して、最大2.5m程度の減少がみられる。
- ⑩ 第1船だまり
 - 3mの計画水深に対して、最大1.5m程度の減少がみられる。

4 東日本大震災により沖防波堤が広範囲に渡って損壊しており、以前に比較し港内の静穏度は低下しています。

5 相馬港で航行可能な水域及び利用可能な係留施設は、次のとおりです。

(1) 航行可能な水域

調査中の水域を除き、制限はありませんが、港内には水中障害物が存在することから、航行には十分注意してください。

(2) 利用可能な係留施設（別添図参照）

名 称	延長(m)	水深(m)	備考
1号ふ頭			公共ふ頭 エプロンの使用には重量制限あり
第1号岸壁	90m	-5.5m	
第2号岸壁	90m	-5.5m	
第3号岸壁	130m	-7.5m	
第4号岸壁	130m	-7.5m	一部損壊（使用可能延長は86m）
第5号岸壁	130m	-7.5m	一部損壊（使用可能延長は115m） 石炭灰荷役に限る

第 7 号岸壁	90m	−5. 5m	
第 8 号岸壁	90m	−5. 5m	
2 号ふ頭			公共ふ頭
第 1 号岸壁	90m	−5. 5m	
第 4 号岸壁	240m	−12m	
5 号ふ頭			
第 1 号揚炭桟橋	280m	−14m	専用桟橋
第 2 号揚炭桟橋	280m	−14m	専用桟橋
揚油 ドルフィン	140m	−7. 5m	専用 ドルフィン